

## 高齢者の方の総合相談支援

那須町地域包括支援センターでは、高齢者を対象とした相談事業を行っています。

- 期 日 月～金曜日(土・日・祝祭日および年末年始を除く)
- 時 間 午前8時30分～午後5時
- 場 所 那須町地域包括支援センター (ゆめプラザ・那須)
- 内 容 高齢者の権利擁護・虐待・介護・福祉・健康などの相談
- 問合せ 那須町地域包括支援センター ☎71-1138  
保健福祉課 ☎72-6910・6917



### ○行政相談

- ▼日 時 6月17日(金)、7月1日(金) 午前9時～正午
- ▼会 場 ゆめプラザ・那須
- ▼内 容 行政上の困りごと
- ▼応対者 平山英夫行政相談委員
- ▼問合せ (自宅) ☎72-5234  
ゆめプラザ・那須 ☎72-5133

### ○心配ごと相談

- ▼日 時 6月20日(月) 午前10時～午後3時
- ▼会 場 ゆめプラザ・那須
- ▼内 容 身の回りの心配ごと
- ▼応対者 民生委員 3名
- ▼問合せ 那須町社会福祉協議会 ☎72-5133

### ○不動産無料相談

- ▼日 時 6月23日(木)、7月8日(金) 午後1時30分～3時30分
- ▼会 場 不動産会館県北支部
- ▼内 容 不動産取引など
- ▼応対者 相談員 2名
- ▼問合せ 宅建協会県北支部(那須塩原市) ☎62-6677

### ○交通事故巡回相談

- ▼日 時 6月28日(火) 午前10時～午後3時
- ▼会 場 那須塩原市役所
- ▼内 容 交通事故など
- ▼応対者 交通相談員 1名

- ▼問合せ 那須塩原市生活課 ☎62-7127

### ○広域無料法律相談

- ▼日 時 7月14日(木) 午後1時30分～4時30分
- ▼会 場 トコトコ大田原3階 市民交流センター
- ▼内 容 弁護士(2名対応)による無料法律相談 一人20分
- ▼定 員 先着18名
- ▼申込期間 7月7日(木)～13日(水)
- ▼申込み・問合せ 大田原市総務課 ☎0287-23-1111

### ○弁護士による法律相談

- ▼日 時 7月10日(日) 午後1時～4時
- ▼会 場 ゆめプラザ・那須
- ▼内 容 法律上の困りごと
- ▼応対者 担当弁護士 1名
- ※予約受付は、6月27日(月)8時30分から開始し、定員になり次第締め切ります。(先着8名)
- ▼問合せ・申込み 住民生活課戸籍係 ☎72-6908

### 「消費者ホットライン」 3桁の電話番号「188」番へ

土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

## 消費の豆知識

「老人ホーム入居権」に関する劇場型勧誘(買え買え詐欺)にご注意を

### 事例

突然知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。数日後に届いたので連絡すると「東日本大震災で被災した人が入居したいと言っている。必要なら権利を譲ってほしい。迷惑はかけないので、申込書に署名し、代わりに申し込んで」と指示され実行した。2日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われ怖くなって宅配便で現金を送った。すると老人ホームの監査人と称する人から電話で「まだ罪が消えていない。貯金はいくらあるか」と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え、さもないとパトカーが行く」と言われた。

### 〈ひびくと助言〉

○「老人ホーム入居権」に関する劇場型勧誘(買え買え詐欺)が依然として続いています。不審な電話は相手にせず、すぐに電

話を切ってください。

○「名義を貸すだけ」などと説明があっても、後からさまざまな口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまうと、次々に請求されることがあるうえ、取り戻すことは極めて困難です。不安に感じても絶対に払ってはいけません。

○「入居したくても権利が購入できない」「人助けだと思って」など、親切心や同情心につけこむような手口が増えています。困ったときは一人で悩まず相談しましょう。

▼問合せ 那須町消費生活センター  
☎72-6937  
栃木県消費生活センター  
☎028-625-2227

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、

「那須町消費生活センター」へ!

- 開所日 月曜日～金曜日(祝日除く)
- 時 間 午前9時～正午、午後1時～4時
- 場 所 那須町役場内1階東側
- 電 話 0287-72-6937